

**令和8年度
幼保連携型認定こども園 自主点検表（処遇）**

施設名				設置者名				
所在地								
記入者	職名				氏名			
連絡先	電話番号	FAX番号			eメール			
記入年月日	年 月 日							

川越市福祉部指導監査課 電話番号：049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp (@部分を「★」と表示しています。)
--

自主点検表記入要領

1 記入方法

- (1) ①「点検結果」欄の該当する回答を選択してください。
- ②「記入欄及び点検のポイント」欄において、矢印(⇒)について必要事項を記入してください。
- (2) 決算事項等については、前年度の決算内容を確認してください。
- (3) 記入欄が不足する場合や、この様式での記入が困難な場合は、適宜様式等を追加してください。

2 根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略 称	名 称
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）
認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年7月2日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）
平26条例63	川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
平30条例60	川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例
平26条例65	川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
平24条例53	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
教育保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府文部科学省厚生労働省告示第1号）
認可要綱	川越市幼保連携型認定こども園設置認可等実施要綱

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等																					
1 入所者の状況 (1) 定員を超えていませんか。	いない・いる	⇒ 入所状況について記載してください。 <div style="text-align: right;">月1日現在</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>0歳児</td> <td>1歳児</td> <td>2歳児</td> <td>3歳児</td> <td>4歳児</td> <td>5歳児</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	定員							現員							平26条例65第22条
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児																		
定員																								
現員																								
(2) 私的契約児はいませんか。	いない・いる																							
2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画 (1) 全体的な計画を作成していますか。	はい・いいえ	○ 教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成してください。	教育保育要領第1章第2-1																					
(2) 長期的及び短期的な指導計画をそれぞれ作成していますか。	はい・いいえ	○ 指導計画の作成に当たっては、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにしてください。 ○ 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにしてください。	教育保育要領第1章第2-2																					
(3) 3歳未満児、障害のある園児などについて、個別の指導計画を作成するなど必要な配慮をしていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 満3歳未満の園児については、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図るようにしてください。また、障害のある園児の指導に当たっては、個々の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行ってください。	教育保育要領第1章第2-3、第3-4																					
(4) 指導計画に基づく保育内容の見直しを行い、改善を図っていますか。	はい・いいえ		教育保育要領第1章第2-2																					
3 運営状況の評価等 (1) 教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自己評価を行い、その結果を公表していますか。	はい・いいえ	○ 教育及び保育等の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表してください。また、その結果に基づき、運営の改善を図るよう努めてください。 ⇒ 自己評価及び改善の方法 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> ⇒ 公表の方法 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>	認定こども園法第23条 認定こども園法施行規則第23条																					
(2) 自己評価の結果を踏まえた園児の保護者、その他の関係者による評価を行い、その結果の公表に努めていますか。	はい・いいえ	○ 園児の保護者、その他の関係者（園の職員を除く）による評価を行い、その結果を公表するよう努めてください。 ⇒ 保護者・関係者評価 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> 公表の方法 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>	認定こども園法施行規則第24条																					
(3) 定期的に外部評価を受け、その結果の公表に努めていますか。	はい・いいえ	⇒ 外部評価の実施状況について、記入してください。 実施日 年 月 日 実施機関 結果の公表 あり なし 公表の方法 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>	認定こども園法施行規則第25条																					
4 学級・教育時間・保育時間等 (1) 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制していますか。	はい・いいえ	○ 満3歳以上の園児であって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通する4時間程度の利用時間については、学級を編制してください。	平26条例63第4条第1項 平30条例60第7条第1項																					
(2) 1学級の園児数は、適切な人数となっていますか。	はい・いいえ		平26条例63第4条第2項、第3項 平30条例60第7条第2項、第3項																					
(3) 学級は、同じ年齢にある園児で編制されていますか。	はい・いいえ	○ 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則としています。	平26条例63第4条第4項																					
(4) 1日の開園時間は適切な時間となっていますか。	はい・いいえ	○ 1日当たりの教育時間は4時間を標準とし、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とするものであるが、1日の開園時間は、保育所と同様、11時間とすることを原則としてください。	平26条例63第9条 教育保育要領第1章第2-1(3)ウ、エ 認可要綱第13条																					

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(5) 1年の開園日は適切な日数となっていますか。	はい・いいえ	○ 毎学年の教育週数は原則として年間39週以上であるが、保育を行う児童福祉施設としての位置付けであることから、保育所と同様、園の1年の開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日とすることを原則としてください。	平26条例63第9条 教育保育要領第1章第2-1(3)イ 認可要綱第14条
5 小学校との連携 就学に向けて小学校の児童との交流や職員の交流など小学校との連携を図っていますか。	はい・いいえ	○ 園の教育及び保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとしてください。 ○ 地域や園の実態等により、幼稚園、保育所等の保育施設、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとしてください。特に、小学校教育との円滑な接続のため、園児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるものとしてください。また、障がいのある園児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとしてください。	平26条例65第11条 認定こども園法第10条第2項 教育保育要領第1章第2-1(5)イ 教育保育要領第1章第2-2(3)サ
6 指導要録 (1) 「学籍に関する記録」は適切に作成していますか。	はい・いいえ	○ 外部に対する証明等の原簿としての性格を持つものとし、原則として、入園時及び異動の生じたときに適切に記入してください。 ① 園児の氏名、性別、生年月日及び現住所 ② 保護者氏名及び現住所 ③ 学籍等の記録 ④ 入園前の状況 ⑤ 進学・就学先等 ⑥ 園名及び所在地 ⑦ 各年度の入園・転入園・進級時の園児の年齢、園長の氏名、担当・学級担任の氏名、学級を編制している満3歳以上の園児については、学級、整理番号	認定こども園法施行規則第30条 「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について」(府子本第315号 29初幼教第17号子保発330第3号 平成30年3月30日)
(2) 「指導等に関する記録」は、適切に記録していますか。	はい・いいえ	○ 1年間の指導の過程とその結果等を要約し、次の年度の適切な指導に資するための資料としての性格を持つものとしてください。 ■ 満3歳以上の園児に関する記録 ① 指導の重点等 ② 指導上参考となる事項 ・ 養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項 ・ 園児の健康状態等 ※特に留意する場合 ③ 出欠状況 ■ 満3歳未満の園児に関する記録 園児の育ちに関わる事項	認定こども園法施行規則第30条 「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について」(府子本第315号 29初幼教第17号子保発330第3号 平成30年3月30日)
(3) 園児が進学、転園した場合には、指導要録の抄本又は写しを進学先、転園先の校長等に送付していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 進学の場合は、指導要録の抄本又は写しを、転園の場合は、写しを送付しなければなりません。	認定こども園法施行規則第30条第2項、第3項
(4) 指導要録は適切に保存されていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 指導要録及びその写しのうち、入園、卒園等の学籍に関する記録については、20年間保存してください。	認定こども園法施行規則第30条第4項
7 帳簿 事業実施(施設運営)に関し、「利用者に関する帳簿」など市確認基準条例等に基づき、諸帳簿を整備していますか。	はい・いいえ	○ 利用者に関する帳簿(例)・ <input type="checkbox"/> 児童出席簿・ <input type="checkbox"/> 児童名簿・ <input type="checkbox"/> 処遇に関する記録 <input type="checkbox"/> 子どもの健康管理に関する記録 <input type="checkbox"/> 給食に関する記録 <input type="checkbox"/> その他()	平26条例65第12条
8 環境衛生 園内における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生など、園児等及び職員の健康を保護する上で、適切な環境の維持に努めていますか。	はい・いいえ	○ 園児等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい環境衛生基準を定めてください。 ○ 園の適切な環境の維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めてください。	認定こども園法第27条(学校保健安全法第6条準用) 教育保育要領第3章第3-1
9 保健衛生・健康支援 (1) 学校保健計画を策定し、これを実施していますか。	はい・いいえ	○ 児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し実施してください。 ○ 学校保健計画を作成する際は、全ての職員がそのねらいや内容を明確にしなが、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めてください。	認定こども園法第27条(学校保健安全法第5条準用) 教育保育要領第3章第1-2
(2) 保健室を設けていますか。	はい・いいえ	○ 保健室の設置は必須ですが、特別の事情があるときは、職員室と保健室を兼用することができます。	認定こども園法第27条(学校保健安全法第7条準用)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(3) 保健指導を適切に行っていますか。	はい・いいえ	○ 養護教諭その他の職員は、健康相談又は園児の健康状態の日常的な観察により、園児の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは遅滞なく、当該園児等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じてその保護者に対して助言を行ってください。	認定こども園法第27条（学校保健安全法第9条準用）
(4) 地域の医療機関等との連携に努めていますか。	はい・いいえ	○ 救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該園の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図ってください。	認定こども園法第27条（学校保健安全法第10条準用）
(5) 健康診断を定期的に行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 前年度の健康診断実施日 前年度の歯科検診実施日 ① 年 月 日 ① 年 月 日 ② 年 月 日 ② 年 月 日 ⇒ 当日欠席園児への対応方法 [] ○ 少なくとも年に2回以上の健康診断を実施し、そのうち1回は6月30日までに行ってください。 ○ 健康診断の結果は、適正に記録され、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子供の状態を理解し、日々の健康管理に有効活用できるようにしてください。 ○ 感染症に関する対策方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておいてください。	認定こども園法第27条（学校保健安全法第13条、学校保健安全法施行規則第2章第1節、第2節準用） 認定こども園法第27条（学校保健安全法第13条、学校保健安全法施行規則第5条準用） 教育保育要領第3章第1-2(2) 教育保育要領第3章第1-3(2) 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（H17.2.22雇児発第0222001号）
10 安全管理			
(1) 学校安全計画を策定し、これを実施していますか。	はい・いいえ	○ 園児等の安全の確保を図るため、当該こども園の施設及び設備の安全点検、園児等に対する通園を含めた日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他こども園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施してください。 ○ 在園時の事故防止のために園児の心身の状態等を踏まえつつ、学校安全計画の策定等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行ってください。	認定こども園法第27条（学校保健安全法第27条準用） 教育保育要領第3章第3-2(3)
(2) 園の実情に応じて、危険等発生時において当該園の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領を作成していますか。	はい・いいえ	○ 対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じてください。 ○ 対処要領に基づき、事故の発生に備えるとともに、施設内外の危険個所の点検や訓練を実施してください。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を行ってください。	認定こども園法第27条（学校保健安全法第29条準用） 教育保育要領第3章第3-2(1)
(3) 園児等の安全の確保を図るため、園児等の保護者との連携を図るとともに、地域との連携を図るよう努めていますか。	はい・いいえ	○ 安全の確保を図るため、保護者との連携を図るとともに、地域の実情に応じて、管轄警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、地域の住民その他の関係者との連携に努めてください。	認定こども園法第27条（学校保健安全法第30条準用）
(4) 事故の予防・再発防止のための体制整備 ア 事故発生の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	⇒ マニュアル・指針等の名称 [] ○ 事故が発生した場合の対応、「イ」に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備してください。 ○ 予想される事故等を見通して、環境整備及び職員の配慮すべき事項を整理してください。	平26条例65第32条第1項 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（H28.3.31府子本第192号ほか）
イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告される体制を整備していますか。	はい・いいえ	○ 報告様式を作成する、緊急時の役割分担を決めておく、連絡体制を明確にしておくなどが考えられます。 ○ 児童の思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例（ヒヤリ・ハット事例）の収集や分析を行ってください。	
ウ 改善策を検討し、その内容を職員に周知徹底していますか。	はい・いいえ・該当なし		
エ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 事故発生防止のための委員会の開催状況 [] 事故防止に関する研修の開催状況 []	「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（H28.3.31府子本第191号ほか）

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(5) 事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ・該当なし		平26条例65第32条第2項
(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 記録は5年間保存してください。	平26条例65第32条第3項
(7) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ・該当なし		平26条例65第32条第4項
(8) 事業所の管理下での事故に備えて、賠償責任保険等に加入していますか。	はい・いいえ	⇒ 損害保険会社名、保険の種類及び内容 []	
(9) 児童がプール等に入る際、過去の他施設での事故等を念頭に、人員配置、監視の体制を整え、事故防止に努めていますか。	はい・いいえ	○ 過去の事故は、プールの水深が数センチ、目が離れた時間も数分程度の状況で発生しています。 ○ このような状況で事故は発生するわけがない、今までも起きたことがなかった、という考えではなく、もしかしたら、かもしれない、という考えで事故防止に努めてください。 ○ プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント ①監視者は監視に専念する。 ②監視エリア全域をくまなく監視する。 ③動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。 ④定期的に視線を動かしながら監視する。 ⑤十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。 ⑥時間的余裕をもってプール活動を行う。	教育保育要領第3章第3-2(2) 「幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成30年4月27日府子本第532号)
(10) 定期的な午睡中の乳児の状況を確認するなど、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防を行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 確認の方法(年齢、回数等) [] ※ 市では、0、1、2歳児の確認を指導しています。 ○ 医学的な理由で医師からうつせ寝を勧められている場合以外は、乳児の顔が見える仰向きに寝かせることが重要です。 ○ 乳児を一人にしないでください。 ○ 安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。 ○ 定期的な子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をしてください。	教育保育要領第3章第3-2(2) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(H28.3.31府子本第192号ほか)
(11) 日常の安全管理は、適切に行われていますか。	はい・いいえ	○ 危険等発生時対応要領等に基づいて定期的に施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を点検してください。 ○ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的に実施してください。 ○ 児童の出欠・所在の確認(所在不明時の対応マニュアル等)に関して、職員の役割等を明確にし、確認してください。	教育保育要領第3章第3-2(3) 「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」厚労省R3.8.25
(12) バスの運行について陸運支局へ有償運送許可申請書を提出していますか。	はい・いいえ・該当なし	⇒ バスを保有している場合、記入してください。 ・バスの台数: [] 台 ・バスの定員: [] 人 ・運転者名: [] ・許可(届出)年月日 [] 年 [] 月 [] 日	
(13) 許可内容に変更がある場合、変更届を提出していますか。	はい・いいえ・該当なし		
(14) 送迎バス等にラッピングはしていませんか	はい・いいえ・該当なし		
(15) 通園、施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により確認していますか。	はい・いいえ・該当なし	■ 所在確認の方法(ICTによる場合はその方法を記載ください) [] ○ 児童の出欠・所在の確認(所在不明時の対応マニュアル等)に関して、職員の役割等を明確にし、確認してください。 ○ バス等による送迎を行っている場合は、乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、送迎職員と施設職員との情報の共有を図ってください。 ○ 運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員が同乗するように努めてください。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条(準用) 学校保健安全法施行規則第29条の2第1項)
(16) 児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にプザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置を備え、所在確認(児童の降車の際に限ります。)を行わなければなりません。	はい・いいえ・該当なし	○ 児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にプザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置を備え、所在確認(児童の降車の際に限ります。)を行わなければなりません。 ○ 通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車に原則として安全装置の設置が必要です。 座席が2列以下の自動車のほか、座席が3列以上あるものの、児童	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条(準用) 学校保健安全法施行規則第29条の2第2項) R4.12.28文科教第

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		<p>が確実に3列目以降を使用できないように児童が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなど、利用の様態を勘案して、2列以下の自動車と同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものについては、安全装置の設置は必要ありません。</p> <p>○「フザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められます。ガイドラインに適合する装置については、一覧化したリストを下記URLにおいて公表しているので、当該リストを参考に選定することが可能です。 (掲載ページ) https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list</p>	<p>1309号「学校保健安全法施行規則の一部改正について」第三-2～6</p>
(17) 不審者が立ち入った場合などの緊急時の体制は整備されていますか。	はい・いいえ	○ 不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備えて必要な対応を図ってください。	教育保育要領第3章第3-2(3)
(18) 子どもの欠席連絡等の出欠確認は、適切に行われていますか。	はい・いいえ	○ こどもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報については、バスによる送迎を行うこともかどうにかかわらず、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底してください。	R5.9.11事務連絡「こどもの出欠状況に関する情報の確認の再徹底について」
(19) 園外活動に対する安全確保は適切に行われていますか。	はい・いいえ	○ 園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等徹底してください。	R3.8.25事務連絡「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」
11 虐待等の防止			
(1) 子どもに対して、差別的取り扱いを行っていませんか。	はい・いいえ	○ 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはいけません。	平26条例65第24条 平26条例63第13条 (平24条例53第6条準用)
(2) 子どもに対し、虐待・その他園児の心身に有害な影響を与える行為を行っていませんか。	はい・いいえ	○ 入園児虐待とは、職員等が園児について行う次に掲げる行為をいいます。(認定こども園法第27条の2第1項各号) ① 園児の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。 ② 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。 ④ 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	平26条例65第25条 認定こども園法第27条の3
(3) 虐待防止のため、子どもの心身の状況や家族の態度に十分注意して観察や情報収集を行っていますか。	はい・いいえ	○ 施設長及び関係職員間で十分に事例検討を行い、必要な助言を行ってください。	平26条例65第25条 教育保育要領第4章第2-9
(4) 虐待が疑われる場合（施設内虐待を含む）、速やかに行政機関に通報するとともに、関係機関と連携した上で適切な対応をしていますか。	はい・いいえ	○ 不適切な養育の場合、要保護児童対策地域協議会で検討してください。 ○ 虐待が疑われる場合（施設内虐待を含む）には、速やかに市又は児童相談所に通告し、適切に対応してください。	児童福祉法第25条第1項 認定こども園法第27条の4 教育保育要領第4章第2-9
(5) 虐待等に関する研修を実施するよう努めていますか。	はい・いいえ	⇒ 研修実施日 　　年 　　月 　　日	平26条例65第3条第4項
(6) 虐待等の未然防止のための取組みを実施していますか。	はい・いいえ	○ 保育所等における虐待等の未然防止にあたっては以下のことが重要です。 ・各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと ・職員一人一人が子どもの人権・人格を尊重する意識を共有する	保育所や幼稚園等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月29日こども家庭庁）
12 給食の状況			
(1) 食事の提供を含む食育計画を作成していますか。	はい・いいえ	○ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を作成し、食事計画とその評価を通じて改善に努めてください。	教育保育要領第3章第2-3 認可要綱第16条
(2) 給食会議を開催し、会議録を作成していますか。	はい・いいえ	○ 定期的に施設長を含む関係職員により給食会議を実施してください。	R2.3.31雇児発0331第1号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」2(4)
(3) 給与栄養量の目標を設定していますか。	はい・いいえ	○ 食品の種類及び調理方法について、栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮してください。	平26条例63第13条 (平24条例53第9条準用)
(4) 献立表を作成し、保護者に提示していますか。	はい・いいえ	○ その献立は、できる限り、変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものとしてください。	平26条例63第13条 (平24条例53第9条準用)
(5) あらかじめ作成された献立に従って調理を行っていますか。	はい・いいえ		

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等								
(6) 毎日給食を実施していますか。	はい・いいえ	○ 協力保育等の期間中も、適切に給食を実施してください。 ⇒ 「いいえ」の場合、未実施の日を記入してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">日付</th> <th style="width: 50%;">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	日付	理由							
日付	理由										
(7) 残食量を把握し、献立の作成に役立てていますか。	はい・いいえ	○ 子どもの身体活動等を含めた生活状況や子どもの栄養状態、摂食量、残食量の把握により、給与栄養量の目標の達成度を評価し、その後の食育計画の改善に努めてください。	R2.3.31子母発第0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」3(1)								
(8) 給食日誌は適切に記録されていますか。	はい・いいえ										
(9) 検食は適切に行われていますか。	はい・いいえ	○ 検食は、食事提供前に実施し、そのことがわかるよう記録に残してください。 ○ 昼食だけでなく、おやつ（市販の菓子や果物等を含む）等、園児に提供する全ての食品について検食してください。	H20.3.7雇児発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」								
(10) 食物アレルギーの児童への対応は、保護者の申し入れだけでなく、嘱託医等の医師の意見及び指示（生活管理指導表等）に従って行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 該当児童数及び対応方法 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> </td></tr> </table> 配膳ミスの防止方法 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> </td></tr> </table> ○ 保護者から食事をもってきてもらうことがある場合、適切に保管してください。			教育保育要領第3章第2-6						
(11) 児童の年齢・特性・当日の健康状態等を把握し、提供する食事の大きさ・内容・飲み込みやすさ等に留意し、誤嚥・窒息等を起こさないよう十分配慮していますか。	はい・いいえ	⇒ 配慮の内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> </td></tr> </table> ○ 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去してください。		「食品による窒息事故について」（厚労省平成20年5月8日）							
13 調理の衛生管理											
(1) 施設内で調理を行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 「いいえ」の場合、搬入元の施設名を記入してください <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> </td></tr> </table> ○ 施設外で調理し搬入する方法により行うことができるのは、満3歳以上の幼児に対する食事の提供に限ります。 ※記入後15へ進んでください。		平26条例63第13条（平24条例53第9条第1項、第19条準用）							
(2) 調理従事者・調乳担当者の検便を月に1回以上行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 検便実施者の範囲 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> </td></tr> </table> ○ 腸管出血性大腸菌O157の検査を実施し、必要に応じて10月から3月には、ノロウィルスの検査を含めてください。 ○ 調理従事者は、毎日の健康調査を行うなど、健康管理を行ってください。		H9.3.31社援発第65号「社会福祉施設における衛生管理について」（別添）大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日最終改正）							
(3) 調理室及び食品保管庫の衛生管理はできていますか。											
ア 食品保管庫・冷凍冷蔵庫は清潔にしていますか。	はい・いいえ										
イ 手洗い設備には、石鹸、ペーパータオル、爪ブラシが設置されていますか。殺菌液はありますか。	はい・いいえ										
ウ 履物は分けていますか。	はい・いいえ										
エ 食器の消毒保管は適切に行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 消毒保管の方法 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> </td></tr> </table>		「業務用厨房施設における一酸化炭素中毒の防止に関する注意喚起について」（厚労省平成20年7月30日）							
オ ガス漏れ警報機は設置されていますか。	はい・いいえ・該当なし										
カ 防虫対策を実施していますか。	はい・いいえ	⇒ 実施している防虫対策 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> </td></tr> </table> ○ 昆虫等の発生状況を巡回点検するとともに、半年に1回以上駆除を実施し、その実施記録を1年間保管してください。 ○ 食品のダンボール保管は昆虫等の発生源となるので避けてください。									
(4) 食品の調理及び提供											
ア 包丁、まな板等は用途別及び食品別の使い分けをしていますか。	はい・いいえ										
イ 加熱調理食品は中心温度を測定し、結果を記録していますか。	はい・いいえ	○ 加熱調理食品の中心温度は3点以上測定し、それぞれの温度を記録してください。	H9.3.31社援発第65号「社会福祉施設における衛生管理について」（別添）大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日最終改正） 「児童福祉施設等にお								

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
ウ 調理後直ちに提供される食品以外は、病原菌の増殖を抑制するため10℃以下又は65℃以上で管理されていますか。	はい・いいえ		ける衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」（平成9年6月30日児企第16号）
(5) 保健所の立ち入り検査はありましたか。	はい・いいえ	⇒ 「はい」の場合、その内容を記入してください。 立入検査日： 年 月 日 指摘事項及び改善状況 []	
(6) 検査用保存食の保存 ア 原材料及び調理済み食品を保管していますか。	はい・いいえ	○ 調理済み食品は（ごはん、汁物、おかず、おやつ等施設で調理したものすべて）を食品ごとに保管してください。 ○ 50グラム程度ずつ清潔な容器に入れ保管してください。 ○ 冷凍庫内の温度が外部から確認できない場合は、隔測温度計を設置してください。	H9.3.31社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」（別添）大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日最終改正）
イ -20℃以下で2週間以上保管していますか。	はい・いいえ		
(7) 給食原材料の発注手続きは、適切に行っていますか。	はい・いいえ	○ 予定献立表に沿って食品を購入してください。 ○ 発注書・納品書を整理し、保存してください。	
(8) 給食原材料の検収を、適切に行っていますか。	はい・いいえ	○ 原材料の納入に際し、調理従事者等が必ず立ち会ってください。 ○ 品質、鮮度、品温（納入業者が運搬の際、適切な温度管理を行っていたかどうかを含む）、異物の混入等について点検を行い、その結果を記録してください。	
(9) 食肉類、魚介類、野菜類等の生鮮食料品は1回で使い切る量を調理当日に仕入れていますか。	はい・いいえ		
14 調理業務委託 (外部委託の場合のみ記入)			
(1) 契約内容は適切ですか。	はい・いいえ	⇒ 委託業者名： [] ○ 施設と受託業者の役割は明確にしてください。 ○ 受託業務の遂行が困難になったときの業務の代行保証は付した契約としてください。	平26条例63第13条（平24条例53第9条第2項準用） 「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」（府子本第448号27文科初第1183号雇児時発0118第3号 平成28年1月18日）
(2) 栄養士又は管理栄養士による指導を受けていますか。	はい・いいえ	⇒ 栄養士又は管理栄養士名： [] 所属： [] ○ 受託業者に栄養士又は管理栄養士が確保されているか確認してください。	
(3) 調理業務従事者の健康診断、検便が適切になされていることを確認していますか。	はい・いいえ	○ 健康診断書の写しで健康状況を確認してください。 ○ 腸管出血性大腸菌O157の検査を実施しているか確認してください。また、10月～3月にはノロウィルスの検査を含めているか確認してください。	
15 食事提供の特例 (搬入施設のみ記入)			
(1) 満3歳以上の食事のみとなっていますか。	はい・いいえ		平26条例63第13条（平24条例53第19条準用）
(2) 加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていますか。	はい・いいえ		平30条例60第9条第1項 「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」（府子本第448号27文科初第1183号雇児時発0118第3号 平成28年1月18日）
(3) 契約内容は適切ですか。	はい・いいえ	○ 施設長が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果し得るような契約内容としてください。	
(4) 栄養士又は管理栄養士による指導を受けていますか。	はい・いいえ	⇒ 栄養士又は管理栄養士名： [] 所属： [] ○ 搬入元に栄養士又は管理栄養士が確保されているか確認してください。	
(5) 調理業務の受託者は、事業所の給食の趣旨を十分に理解し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有していますか。	はい・いいえ	○ 受託者名 []	
(6) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応できていますか。	はい・いいえ		
(7) 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めていますか。	はい・いいえ	○ 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めてください。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等												
<p>⑥ 保育士等の職員配置の特例を適用していますか。</p>	はい・いいえ・該当なし	<p>○ 特例を新に適用しようとする場合、届出事項に変更が生じた場合及び特例の適用を終了する場合は、市（こども政策課）へ指定の様式に必要な書類を添付し届出する必要があります。</p> <p>○ 該当するものを選択してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市届出 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし 適用している特例の種類を選択してください。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置 <input type="checkbox"/>幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭の活用 <input type="checkbox"/>保育の実施に当たり必要となる保育士等の配置 <p>■特例A 保健師・看護師・准看護師（以下「看護師等」という。）の活用 看護師等を1人に限って保育士としてみなすことができる特例です。ただし、在籍乳児数が3名以下の場合、以下条件すべてに合致する必要があります。 条件 1. 看護師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行うこと。 2. 保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が保育を行う場合、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育）。以下「支援員研修」という。）を修了していること。</p> <p>■特例B 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置 現行基準では、最低でも2名以上の保育士等の配置が必要とされていますが、朝夕等の児童が少数となり、計算上配置が必要な保育士等の数が1名となる時間帯に限り、2名のうち1名を、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者（★）」に代えることができることとする特例です。</p> <p>■特例C 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用 以下条件すべてに合致する者を保育士等とみなすことができることとする特例です。 条件 1. 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者。 2. 就業時点で子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育）。以下「支援員研修」という。）を修了している者、又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する予定の者。 ※ 各資格の専門性を十分に発揮するという観点から、当該特例を活用の場合は幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心とした保育に従事していることとする。</p> <p>■特例D 保育の実施に当たり必要となる保育士等の配置 1日8時間を超えて保育所等を開設するため、利用定員の総数に応じて基準上配置しなければならない保育士等の数よりも多くの保育士等を配置する施設においては、追加で配置する保育士等の数の範囲内で、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者（★）」を保育士等とみなすことができることとする特例です。 注意：特例Bを除き、保育士等とみなすことができる職員数は、各時間帯において、必要となる保育士等の数の3分の1を超えない人数までとなります。 ★「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者」は次のいずれかを満たす者とする。 1. 職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者。 2. 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第23条第2項に規定する家庭的保育者。 3. 保育所等（注）で、常勤で1年（非常勤の場合は1,440時間）以上、児童の保育に関する業務に従事した経験を有する者であって、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者。 注1 幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、認可外保育施設（ナーサリールームや家庭保育室、企業主導型保育事業など）。（居宅訪問型保育事業、ベビースタッフは対象外）</p> <p>■参考（制度概要・様式等） 川越市ホームページ トップページ > 子育て・教育 > あずける（保育）> 保育 > 保育事業者の方へ > 保育士等の職員配置の特例</p>	<p>平26条例63附則第5条～第9条 川越市認可保育所等における保育士等配置に係る特例実施要綱</p>												
<p>⑦ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置していますか。</p>	はい・いいえ	<p>⇒ 配置状況を記入してください</p> <table border="1" data-bbox="662 1489 1228 1646"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>医療機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校医</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校歯科医</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校薬剤師</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		氏名	医療機関名	学校医			学校歯科医			学校薬剤師			<p>認定こども園法第27条（学校保健安全法第23条準用）</p>
	氏名	医療機関名													
学校医															
学校歯科医															
学校薬剤師															
<p>(2) 資格要件等 ① 資格を要する職種について、有資格者が勤務していますか。</p>	はい・いいえ・該当なし	<p>○ 保育士資格証明書のみでは保育士として従事できません。都道府県知事に対し登録申請を行い、保育士証の交付を受けることが必要です。</p>													

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
<p>② 保育士資格・幼稚園教諭免許を併有していない保育教諭等に対して、もう一方の資格の取得を促すための人事計画を策定していますか。</p>	はい・いいえ	<p>○ 免許・資格の併有のための「人事計画」には、例えば、免許・資格を併有していない保育教諭等に係る、以下の内容を記載することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許、資格を取得させる時期 ・免許、資格を取得させる方法 ・免許、資格取得期間中の施設運営上の影響を踏まえた職員配置計画 ・免許、資格取得期間中の代替職員の採用計画 <p>○ 副園長・教頭について、幼稚園教諭免許または保育士資格のみで園児の教育保育に直接従事できる職員として配置基準上算定可能な特例期間は令和8年度末までです。</p> <p>○ 主幹保育教諭・指導保育教諭について、幼稚園教諭免許または保育士資格のみで園児の教育保育に直接従事できる職員として配置基準上算定可能な特例期間は令和8年度末までです。</p> <p>○ 保育教諭について、幼稚園教諭免許または保育士資格のみで園児の教育保育に直接従事できる職員として配置基準上算定可能な特例期間は令和11年度末までです。</p>	<p>認定こども園法第15条第1項 平30条例60第6条</p> <p>「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」(平成基第186号6文科初第1302号令和6年9月27日)</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び教育職員免許法の改正について」(平成基第117号6文科教第630号令和6年6月22日)</p>
<p>18 加算等の状況 加算の要件を満たしたうえで算定していますか。</p>	はい・いいえ・該当なし	<p>⇒ 算定している加算をチェックしてください。</p> <p>【1号】</p> <p>○基本加算部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1.処遇改善等加算 <input type="checkbox"/> 2.副園長・教頭配置加算 <input type="checkbox"/> 3.学級編制調整加配加算 <input type="checkbox"/> 4.3歳児配置改善加算 <input type="checkbox"/> 5.4歳以上児配置改善加算 <input type="checkbox"/> 6.満3歳児対応加配加算 <input type="checkbox"/> 7.講師配置加算 <input type="checkbox"/> 8.チーム保育加配加算 <input type="checkbox"/> 9.通園送迎加算 <input type="checkbox"/> 10.給食実施加算 <input type="checkbox"/> 11.外部監査費加算 <input type="checkbox"/> 12.副食費徴収免除加算 <input type="checkbox"/> 13.保育ICT推進加算 <p>○特定加算部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1.療育支援加算 <input type="checkbox"/> 2.事務職員配置加算 <input type="checkbox"/> 3.指導充実加配加算 <input type="checkbox"/> 4.事務負担対応加配加算 <input type="checkbox"/> 5.冷暖房費加算 <input type="checkbox"/> 6.施設関係者評価加算 <input type="checkbox"/> 9.施設機能強化推進費加算 <input type="checkbox"/> 10.小学校接続加算 <input type="checkbox"/> 11.第三者評価受審加算 <p>【2・3号】</p> <p>○基本加算部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1.処遇改善等加算 <input type="checkbox"/> 2.3歳児配置改善加算 <input type="checkbox"/> 3.4歳以上児配置改善加算 <input type="checkbox"/> 4.1歳児配置改善加算 <input type="checkbox"/> 5.休日保育加算 <input type="checkbox"/> 6.夜間保育加算 <input type="checkbox"/> 7.チーム保育加配加算 <input type="checkbox"/> 8.減価償却費加算 <input type="checkbox"/> 9.賃借料加算 <input type="checkbox"/> 10.外部監査費加算 <input type="checkbox"/> 11.副食費徴収免除加算 <p>○特定加算部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1.療育支援加算 <input type="checkbox"/> 2.冷暖房費加算 <input type="checkbox"/> 3.施設関係者評価加算 <input type="checkbox"/> 6.高齢者等活躍促進加算 <input type="checkbox"/> 7.施設機能強化推進費加算 <input type="checkbox"/> 8.小学校接続加算 <input type="checkbox"/> 9.栄養管理加算 <input type="checkbox"/> 10.第三者評価受審加算 <input type="checkbox"/> 11.保育ICT推進加算 	<p>平成27年内閣府告示第49号</p> <p>「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成保3068文科初第172号令和8年4月8日)</p>